

○ 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条 「略」 2 「略」 3 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。）とする。 一 信用協同組合等の業務（<u>第一号の七</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介 一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（<u>第一号の七</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介 一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第	（信用協同組合等の子会社の範囲等） 第四条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 一 信用協同組合等の業務（<u>第一号の六</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介 一の二 銀行又は信用金庫若しくは労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務（<u>第一号の六</u>に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介 一の三 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第

百三十二号) 第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。
第八十三条第四号ニ(6)及び第百十条の十七第二項において同じ。) 若しくは農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(6)及び第百十条の十七第二項において同じ。) が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の七に掲げる業務に該当するものを除く。)、漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) 第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第百十条の十七第二項において同じ。) 若しくは漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第百十条の十七第二項において同じ。) 若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第百十条の十七第二項において同じ。) 若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第百十条の十七第二項において同じ。) の行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の七に掲げる業務に該当するものを除く。) 又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務に該当するものを除く。) の代理又は媒介

「一の四・一の五 略」

百三十二号) 第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。
第八十三条第四号ニ(6)及び第百十条の十七第二項において同じ。) 若しくは農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(6)及び第百十条の十七第二項において同じ。) が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。)、漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) 第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第百十条の十七第二項において同じ。) 若しくは漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第百十条の十七第二項において同じ。) 若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第百十条の十七第二項において同じ。) 若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第四号ニ(7)及び第百十条の十七第二項において同じ。) の行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。) 又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務に該当するものを除く。) の代理又は媒介

「一の四・一の五 同上」

一の六 資金決済に関する法律第二条第十八項に規定する電子決済手段・暗号資産サービス仲介業（同項に規定する暗号資産仲介行為に係る業務に限る。） 一の七・一の八 [略] 〔二〕三十九 略 〔4〕10 略	「号を加える。」 一の六・一の七 [同上] 〔二〕三十九 同上 〔4〕10 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	